

自治会・町内会ハンドブック

令和6年度版

新潟市西蒲区

自治会・町内会ハンドブック 目次

第1部 届出・連絡・問い合わせ先一覧 3ページ

第2部 市・区からのお願いなど 8ページ

第3部 自治会・町内会などへの主な助成制度

1. 自治会等事務委託 9ページ

自治会等事務委託（事業番号1）

2. 集会所に関する助成制度 9～10ページ

自治会等集会所施設借上補助金（事業番号2）

自治会等集会所用地借上補助金（事業番号3）

自治会等集会所建設費補助金（事業番号4）

3. 防犯・防災に関する助成制度 11～14ページ

防犯灯設置補助金（事業番号5）

防犯灯電気料補助金（事業番号6）

新潟市避難行動要支援者支援制度賠償保険（事業番号7）

自主防災組織結成助成（事業番号8）

【防災訓練助成】自主防災組織活動助成金（事業番号9）

【防災資機材】西蒲区地域防災力向上支援事業助成金（事業番号10）

防災士育成助成金（事業番号11）

4. 循環型社会づくりに関する助成制度 14～16ページ

クリーンにいがた推進員制度（事業番号12）

ごみ集積場設置等補助金（事業番号13）

地域清掃活動費等補助金（事業番号14）

ごみ出し支援事業支援金（事業番号15）

集団資源回収活動奨励金（事業番号16）

新潟市リユース食器普及事業（事業番号17）

5. 福祉・衛生に関する助成制度・・・・・・・・・・17～18ページ

- 地域の茶の間支援事業（事業番号 18）
- 地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業）（事業番号 19）
- 住民主体の訪問型生活支援補助金（事業番号 20）
- 衛生害虫駆除用薬剤購入費補助金（事業番号 21）

6. 排水ポンプ・私道・除雪等に関する助成制度・・・・・・・・・・19～21ページ

- 応急排水ポンプ維持管理費助成（事業番号 22）
- 私道等整備費助成（事業番号 23）
- 自治会除雪助成（事業番号 24）
- 歩道除雪奨励金交付制度（事業番号 25）
- 歩道除雪機械購入補助金交付制度（事業番号 26）

7. 緑化等に関する助成制度・・・・・・・・・・22ページ

- 公園愛護協力費（事業番号 27）
- 緑化活動推進事業（事業番号 28）

8. その他の助成制度・・・・・・・・・・23～25ページ

- 【地域活動補助金】地域活動補助（事業番号 29）
- 【地域活動補助金】設備整備補助（事業番号 30）
- 市民活動保険（事業番号 31）
- 空き家活用事業（地域活動活用タイプ）（事業番号 32）
- 西蒲区敬老事業（事業番号 33）

助成制度などの支払いに伴う口座振替申込書の簡素化について

自治会・町内会を対象とした市の助成制度は多種多様に存在し、制度ごとに「口座振替申込書」を提出する必要があり、皆さまのご負担となっていました。

そこで、平成 27 年度より、各助成制度等の振替口座が同一口座である場合、西蒲区地域総務課へ「口座振替申込書（兼受領委任状）」をご提出いただければ、登録内容に変更がない限り、各助成制度等への口座振替申込書の添付を不要とする取り組み（以下「簡素化」という。）を始めました。

簡素化が対応となる助成制度等は9ページ以降の制度等名称欄にてご確認ください。なお、

- **助成制度の申請者が自治会・町内会名であること**
- **振替口座が自治会・町内会等団体名及び会長等役職名の入った口座名義であること**

といった、決まりごとがあります。詳しくは西蒲区地域総務課へお問い合わせください。

第1部 届出・連絡・問い合わせ一覧

項 目	概 要	所 管 課
自治会・町内会 活 動	自治会・町内会の設立や規約及び法人化に関する相談を受け付けています。	西蒲区 地域総務課 ☎0256-72-8156
自治会・町内会 の役員変更	自治会・町内会の会長が交代したときは、届出が必要です。	
自治会・町内会 への事務委託	毎年4月1日と10月1日時点の世帯数の報告が必要です。決算書についても提出をお願いします。また、振込口座名義（金融機関）を変更するときも届出が必要です。【事業番号1】	
市民活動保険	ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。【事業番号31】	
防 犯 灯	① 設置補助 防犯灯の灯具や専用柱の新設・取替の費用の一部を補助します。（申請は5月末まで）【事業番号5】 ② 電気料補助 防犯灯の電気料の一部を補助します。（申請は10月末まで）【事業番号6】	西蒲区 地域総務課 ☎0256-72-8147
防 災 訓 練	防災訓練の活動助成金の申請は、訓練実施日の2週間前までにお願いします。【事業番号9】	



項 目	概 要	所管課
<p>公費負担で設置したホース格納箱等（格納箱、ホース、管そう(筒先)、開閉ハンドル）の取り扱い</p>	<p>ホース格納箱等は、地域の自主防災活動の一環として使用するものであることから、市では、ホース格納箱等に対する考え方及び方針を定め、これに基づき全市で自治会・町内会の管理とした管理運用を行っています。</p> <p>1 ホース格納箱等の考え方</p> <p>[自助・共助の適法行為] 地域住民が消防隊到着までの間に初期消火、延焼阻止するための消火活動は自主防災の精神そのものであり尊重しています。</p> <p>[自主防災活動の一環] ホース格納箱等は、地域住民による自主防災活動の一環として使用するものです。</p> <p>[公設消防の施設整備] 消火栓の新設及び移設にあたっては、原則、地下式消火栓に切り替えています。従来から設置の消火栓を取り換える場合で、自治会と調整を図り一定要件を満たした場合は、地上式を設置することができます。</p> <p>2 ホース格納箱等の対応方針</p> <p>(1) 公費負担による新設、維持補修は行いません。 (2) 管理主体は自治会・町内会とします。 (3) 地域の実情に応じて、点検等を地元消防団等と協力して実施することができます。</p> <p>3 活用できる助成制度</p> <p>① 自主防災組織活動助成金【事業番号 9】 ② 西蒲区地域防災力向上支援事業助成金【事業番号 10】 ③ 地域活動補助金（設備整備補助）【事業番号 30】</p> <p>※ ①、②は、助成要件を満たせば、基本的に助成がなされます。③は、補助要件に加え、予算の範囲内で補助事業を選定します。申請があっても必ず採択されるわけではありませぬので、ご留意ください。</p>	<p>西蒲区 地域総務課 ☎0256-72-8147</p>

項 目	概 要	所 管 課
集団資源回収の登録	新たに集団資源回収を開始するときや代表者、振込口座など登録内容に変更があったときは、届出が必要です。【事業番号16】	西蒲区 区民生活課 生活環境係 ☎0256-72-8312
衛生害虫駆除の助成	衛生害虫駆除用薬剤の購入には、補助金が出ます。【事業番号21】	
し尿くみ取りの届出	集会所などのし尿のくみ取りを開始するときや代表者の変更があったときは、届出が必要です。	
小動物の死体の処分	道路等にある小動物の死体を回収します。発見したときは、詳しい場所などを連絡してください。	
災害時の消毒薬などの配布	水害など災害時における環境衛生保持のため、消毒薬を配布しますので、申請してください。	
野生鳥獣の保護・苦情相談	白鳥などの野生鳥獣の保護、あるいはタヌキ・ハクビシン・カラス・ムクドリ・ドバトなどの被害について相談を受け付けています。	
犬・猫の相談	犬や猫の苦情などの相談に応じています。	
犬のフン害防止看板の配布	犬のフン害防止看板を無償配布しています。（住み郷西蒲区支部事業）	
空き地の苦情	空き地の雑草や衛生害虫発生などの相談を受け付けています。登記情報で土地所有者が判明した場合、適切な管理に向けた注意喚起を行います。	
空き家の苦情	管理不全な空き家（屋根・外壁の脱落・飛散など保安上危険な状態の空き家や、雑草・衛生害虫等で周辺的生活環境を損なう状態の空き家）に関する相談に応じます。市では、現地確認のうえ、所有者・管理者を調査し、適切な管理に向けた注意喚起を行います。	西蒲区 地域総務課 ☎0256-72-8147 区民生活課 生活環境係 （雑草・衛生害虫等） ☎0256-72-8312

項 目	概 要	所 管 課
ごみ出し 支援事業	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、有償ボランティアによるごみ出しをしていただく団体へ、支援金を交付します。【事業番号 15】	西蒲区 区民生活課 生活環境係 ☎0256- 72-8312
ごみ集積場の 新設・移動など	ごみ集積場の新規設置、移動などは、事前に協議が必要です。	
ごみ集積場の 設置補助	ごみ集積場の設置、修繕などには、補助金が出ます。 【事業番号 13】	
違反ごみ・不法 投棄防止用看板 の配布	ごみ集積場の「違反ごみ」「不法投棄」防止用の看板を配布しています。	
のぼり旗の配布	不法投棄防止やばい捨て防止などの「のぼり旗」を無償配布しています。(住み郷西蒲区支部事業)	
環境美化活動 の助成	地域の一斉清掃や側溝清掃活動などの経費に対し、補助金が出ます。【事業番号 14】	
環境美化活動の ごみ処理	地域一斉清掃などにより収集したごみの処理を市に依頼するときは、事前に計画書を提出して下さい。	
クリーンにいがた 推進員の推薦	推進員を推薦または変更するときは、届出が必要です。 【事業番号 12】	
ボランティア袋 の配布	ごみ集積場に出された違反ごみ処理対策などに必要なボランティア袋を随時配布しています。	

項目	概要	所管課
道路、公園などの維持、修繕	道路、橋梁、公園の修繕、補修工事及び側溝清掃並びに除雪、凍結防止剤の配布に関する相談を受け付けています。	西蒲区建設課 維持係 ☎0256-72-8513
道路、公園などの管理、助成	道路、公園の管理・占用などに関する相談、申請を受け付けています。また、排水ポンプ、私道整備、自治会除雪、緑化活動などの助成に関する相談、申請も受け付けています。【事業番号 22～28】	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ ☎0256-72-8507
道路の新設・改良の設計、施工	道路の新設、改良などの施工に関する相談を受け付けています。	西蒲区建設課 整備係 ☎0256-72-8541
自治会・町内会 集会施設に係る 固定資産税 の減免	減免を希望する自治会・町内会の代表者は、毎年、減免の申請が必要となります。関係する団体に減免申請書を送付しますので、申請してください。 ※ 集会施設の新増築や建て替えの場合は、別途申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。	財務部 資産税課 資産税第2分室 家屋係 ☎0256-72-8231
認可地縁団体に 係る法人市民税 の均等割の減免	減免を希望する認可地縁団体は、毎年減免の申請が必要となりますので、法人市民税均等割減免申請書・法人市民税均等割申告書を期限内に提出してください。手続きの詳細など不明な点については、お問い合わせください。	市民税課 法人・諸税係 ☎025-
認可地縁団体に 係る法人市民税 の代表者変更	認可地縁団体の代表が交代したときは、届出が必要となりますので、交代後30日以内に届出をしてください。手続きの詳細など不明な点については、お問い合わせください。	226-2249

第2部 市・区からのお願いなど

市・区から自治会・町内会長にお願いする事項があります。極力ご負担をかけないよう配慮をしていますが、いずれも行政の円滑な運営のためやむを得ずお願いするものです。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

項 目	概 要	所 管 課
文書配布・回覧	市・区から住民の皆さまにご覧いただきたい情報やお願いごとに関する文書を、月2回程度（基準日は1日と15日）送付させていただきます。回覧板などを通じて、ご周知ください。	市・区各課 西蒲区 地域総務課 ☎0256-72-8156
新潟県交通災害共済に関すること	新潟県交通災害共済の新年度会員募集について、加入希望者のとりまとめをお願いしています。	西蒲区 地域総務課 ☎0256-72-8147
国勢調査等の調査員の推薦に関すること	国勢調査やその他の統計調査において、自治会・町内会代表の方に調査員の推薦をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。	西蒲区 地域総務課 ☎0256-72-8179
ごみの排出と地域美化活動に関すること	ごみ出しマナーの徹底と地域美化活動の推進にご協力をお願いします。	西蒲区区民生活課 生活環境係 ☎0256-72-8312
日本赤十字社の協力金の募集に関すること	毎年5～6月に各自治会長あてに日本赤十字社新潟県支部の協力金の募集ととりまとめをお願いしています。日赤事業の趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。	西蒲区健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ ☎0256-72-8345
住宅防火に関すること	住宅用火災警報器は、火災を感知するため常に作動していることから、定期的な点検が必要です。交換の目安は10年で、部品の劣化や電池切れにより正常に火災を感知しなくなることがあります。ご自宅の住宅用火災警報器の点検を忘れずをお願いします。	消防局予防課 ☎025-288-3230 西蒲消防署予防課 予防調査係 ☎0256-72-3309

第3部 自治会・町内会などへの主な助成制度

1. 自治会等事務委託

制度等名称	自治会等事務委託 （簡素化対象）		事業番号	1
助成等対象	自治会・町内会と事務委託契約を結び、行政連絡事務等の事務委託費として、自治会・町内会に委託料を支払います。			
助成額・補助の条件等	【金額】 ・世帯割 94円×世帯数×12ヶ月 ・均等割 世帯数に応じた年額 100世帯未満 5,500円 100世帯以上500世帯未満 6,000円 500世帯以上 6,500円 【支払日】 6月25日、9月25日、12月25日、3月25日			
交付対象団体	自治会・町内会			
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156		

2. 集会所に関する助成制度

制度等名称	自治会等集会所施設借上補助金 （簡素化対象）		事業番号	2
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会所施設を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。			
助成額・補助の条件等	【補助対象】 年間借上料 【補助率】 1/2 【限度額】 30万円			
申請期間等	新規の申請・借り上げ内容の変更については、 前年度の7月末日までに 西蒲区地域総務課へ事前相談が必要です。			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会			
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156		

制度等名称	自治会等集会所用地借上補助金 (簡素化対象)	事業番号	3
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会所用地を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	【補助対象】 年間借上料 【補助率】 1/2 【限度額】 10万円		
申請期間等	新規の申請・借り上げ内容の変更については、 前年度の7月末日までに 西蒲区地域総務課へ事前相談が必要です。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156	

制度等名称	自治会等集会所建設費補助金 (簡素化対象)	事業番号	4
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所を建設、購入又は修繕を行う場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	① 建設費補助 【補助率】 1/2 【基準単価】 125,000円 (限度) 【限度額】 800万円 (ただし、500世帯以上かつ250㎡以上の大規模集会所は1,200万円) ② 修繕費補助 【補助率】 1/3 【限度額】 100万円 (ただし、補助対象経費が30万円に満たない場合は補助対象となりません。)		
申請期間等	前年度の8月末日までに 、西蒲区地域総務課へ事前相談が必要です。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156	

3. 防犯・防災に関する助成制度

制度等名称	防犯灯設置補助金 （簡素化対象）		事業番号	5
助成等対象	自治会・町内会等が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、設置費用の一部を補助します。			
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯灯、専用柱の設置（新設、取替） 			
		補助率	限度額 （1灯あたり）	申請上限灯数等 （1団体あたり）
	環境配慮型防犯灯	1/2	30,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・20灯（500世帯以上の大規模団体は40灯） ・対象設置費用は、器具代及び取り付け諸経費（LED灯へ新設、取替の場合、東北電力への申請手数料を含む）
	専用柱（支線や支柱、支線柱は除く）	1/2	33,000円	10本（500世帯以上の大規模団体は20本）
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 取り替え前の防犯灯を設置してから5年以上経過しているものが対象。 ※ 灯具一式の取替えでなく、発光部分や自動点滅器のみの取替も対象。 ※ 蛍光灯、水銀灯など環境配慮型以外の防犯灯の設置は対象外。 			
申請期間等	5月末日までに交付申請書を西蒲区地域総務課へ提出してください。			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ	0256-72-8147		

制度等名称	防犯灯電気料補助金 （簡素化対象）		事業番号	6
助成等対象	自治会・町内会等が自主的に設置・管理する防犯灯（9月分の電気料を負担しているもの）を対象に、電気料の一部を補助します。			
助成額・補助の条件等		補助額	限度額	
	LED灯などの環境配慮型防犯灯	9月分の電気料単価 × 12ヶ月	1灯当たり、60Wまでの公衆街路灯の電気料	
	蛍光灯、水銀灯などの環境配慮型以外の防犯灯	9月分の電気料単価 × 6ヶ月	1灯当たり、100Wまでの公衆街路灯の電気料	
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 年度途中の新設・廃止により、LED灯の電気料が年額に満たない場合は、6か月相当分の補助率となります。 ※ 申請には、電力会社から送付される9月分の「領収書」と「公衆街路灯管理一覧表」が必要です。 			
申請期間等	9月頃、以前に申請がある又は昨年度新規設置の自治会等へ案内します。10月末日までに交付申請書を西蒲区地域総務課へ提出してください。			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ	0256-72-8147		

制度等名称	新潟市避難行動要支援者支援制度賠償保険	事業番号	7
助成等対象	災害時、避難支援等の活動中に、避難行動要支援者または第三者に怪我を負わせたり、物を壊したりして損害賠償責任を負った際の補償です。		
助成額・補助の条件等	<p>【補償対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会、自主防災組織など、災害時避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の避難支援を行う地域団体 個別避難計画に、支援者として記載された個人、地域団体の役員 <p>【補償対象事故】</p> <p>避難支援等の実施者が避難支援等の活動中、他人に身体傷害又は財物損壊等を与え、市又は避難支援等実施者が法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の事故</p> <p>【補償内容】</p> <p>身体賠償 1人につき1億円、 1事故につき1億円</p> <p>財物賠償 1事故につき1億円</p>		
申請期間等	事故発生後速やかに事故発生通報書を提出してください。※事前の加入不要。		
交付対象団体	自治会・町内会、自主防災組織、その他		
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ	0256-72-8147	

制度等名称	自主防災組織結成助成	事業番号	8
助成等対象	自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います。		
助成額・補助の条件等	<p>【条件】結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施</p> <p>【助成限度】1組織1回 【助成時期】結成後初めての防災訓練時</p> <p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災資機材 自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を防災訓練時に供与します。(ヘルメット、担架など) 限度点数 = 50,000点 + 50点 × 加入世帯数 (ただし、1自治会・町内会あたり70,000点を限度とします。) ● 防災のぼり旗 1自治会・町内会あたり防災のぼり旗2本を供与します。 ※複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会・町内会ごとに助成 		
申請期間等	自主防災組織結成の届出後、1年以内に申請書を西蒲区地域総務課へ提出してください。		
交付対象団体	自主防災組織		
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ	0256-72-8147	

		【防災訓練助成】			
		自主防災組織活動助成金(市制度)	事業番号	9	
助成等対象	「自主防災組織」が自主的な防災訓練を実施した場合、参加人数に応じて助成します。				
助成額・補助の条件等	【助成対象経費】 補助率：対象経費の3/4 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練実施のための資機材購入経費 ・その他防災訓練実施のために要する経費 				
	助成対象訓練名等	対 象	参加人数	助成限度額(円)	市が推奨する訓練を行った場合の助成限度額(円)
自主防災組織活動助成 (市制度) 一定の要件(※) を満たす場合は年度内2回まで助成			5~19人	5,000	10,000
			20~29人	10,000	15,000
			30~300人	20,000	25,000
			301~500人	25,000	30,000
			501人以上	30,000	35,000
※複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織は、構成自治会等ごとの参加人数に基づいた助成金の合計額または参加人数の総数で算定した助成額のいずれかを交付します。 また、複数の自治会・町内会での合同訓練と単独の自治会・町内会での訓練を1回ずつ行った組織には、訓練ごとに年度内2回の助成金を交付します。					
申請期間等	訓練実施日の14日前までに申請書、訓練実施後30日以内に実績報告書をそれぞれ西蒲区地域総務課へ提出してください。				
交付対象団体	自主防災組織				
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ	0256-72-8147			

		【防災資機材助成】		
		西蒲区地域防災力向上支援事業助成金(区制度)	事業番号	10
助成等対象	自主防災組織が防災資機材保管庫を設置又は防災資機材を購入した場合、年度1回を限度として助成金を交付します。			
助成額・補助の条件等	【助成限度額】 100,000円 【助成率】 対象経費の1/2 【助成対象経費】 防災資機材保管庫、保管庫設置に係る諸経費、防災資機材購入経費(ただし、飲食にかかる備蓄品は除く)			
申請期限	9月末日までに申請書を西蒲区地域総務課へ提出してください。			
交付対象団体	自主防災組織			
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ	0256-72-8147		

制度等名称	防災士育成助成金		事業番号	11
助成等対象	地域で防災活動を行う組織が防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して、防災士の資格取得のために当該地域組織が負担する経費に対し、助成金を交付します。 ※防災士…特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた人			
助成額・補助の条件等	【助成限度額】 30,000円 【助成率】 対象経費の1/2 【助成対象経費】 ・日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 ・防災士教本代 ・防災士資格取得試験受験料 ・防災士認証登録料 ・日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用 ※予算の限りでの助成となります。			
交付対象団体	自治会・町内会、自主防災組織、コミュニティ協議会			
申請期間等	地域組織等の代表者は事前に交付申請書を西蒲区地域総務課まで提出してください。			
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ	0256-72-8147		

4. 循環型社会づくりに関する助成制度

制度等名称	クリーンにいがた推進員制度 (簡素化対象)		事業番号	12					
助成等対象	自治会・町内会などの単位でクリーンにいがた推進員(任期1年)を推薦し、活動していただいた団体に対して世帯数に応じて報奨金を支払います。								
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会・町内会などの単位で支給します。 ● 活動報告書の提出が必要です。 								
	世帯数	~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	401 ~500	501~
	報奨金額(円)	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
申請期間等	推薦書は随時、西蒲区区民生活課又は廃棄物対策課へ提出してください。								
交付対象団体	自治会・町内会など								
問い合わせ先	西蒲区区民生活課 生活環境係	0256-72-8312							

制度等名称	ごみ集積場設置等補助金 (簡素化対象)	事業番号	13
助成等対象	ごみ集積場を管理する自治会・町内会に対して、ごみ集積箱(カラス被害対策用ネット含む)の購入や修繕費、看板設置費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	【補助率】 3/4 (集積場1カ所につき) 【限度額】 15万円		
申請期間等	申請は随時、西蒲区区民生活課又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、集積場管理団体		
問い合わせ先	西蒲区区民生活課 生活環境係	0256-72-8312	

制度等名称	地域清掃活動費等補助金 (簡素化対象)	事業番号	14
助成等対象	自治会・町内会などの団体が行う一斉清掃等の環境美化活動で使用する用具等の購入、その他当該活動にかかる費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	【補助率】 4/5 【補助基準額】 @250円 × 参加者数 【補助額】 経費または基準額に補助率を乗じた額のいずれか少ない方 ※他の補助金(緑化活動推進事業など)を活用した活動は除く		
申請期間等	事業実施前に事前協議が必要です。 活動が終了した日から1ヶ月以内に申請してください。 西蒲区区民生活課又は廃棄物対策課へ相談してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会など		
問い合わせ先	西蒲区区民生活課 生活環境係	0256-72-8312	

制度等名称	ごみ出し支援事業支援金 (簡素化対象)	事業番号	15
助成等対象	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯(利用者)に対し、自治会・町内会、コミュニティ協議会、各地区社会福祉協議会で募集する有償ボランティア等によるごみ出し支援を行う団体へ支援金を交付します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合 利用者1名への支援につき 150円/日 ● 粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合 利用者1名への支援につき 600円/日 		
申請期間等	申請は随時、西蒲区区民生活課又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、社会福祉協議会		
問い合わせ先	西蒲区区民生活課 生活環境係	0256-72-8312	

制度等名称	集団資源回収活動奨励金 (簡素化対象)	事業番号	16
助成等対象	古紙(新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック)、古繊維(古布・古着)を回収する集団資源回収活動に対して、奨励金を交付します。 また、集団資源回収活動に用いる資源物保管用倉庫の購入、新築、増改築及び改修に必要な経費の一部を補助する他、活動を行う環境を整備するため、回収用具の譲与を行います。		
助成額・補助の条件等	<p>【奨励金】 6円/回収量1kg(年4回交付) 奨励金を受けようとする団体は、事前登録が必要です。</p> <p>【保管用倉庫補助金】 補助率：1/2 限度額：下限2万円～上限10万円 要件：底面積が2.4㎡以上のもの。(増築の場合は2.4㎡以上)</p> <p>【譲与する用具】 ビニールシート、看板 ※ビニールシートは1年度あたり1団体1枚の譲与、なお、令和6年度からは譲与終了となります。</p>		
申請期間等	申請は随時、西蒲区区民生活課又は廃棄物対策課へ提出してください。実績報告書を年4回、西蒲区区民生活課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、老人クラブ、PTAなど		
問い合わせ先	西蒲区区民生活課 生活環境係	0256-72-8312	

制度等名称	新潟市リユース食器普及事業	事業番号	17
助成等対象	使い捨て容器の削減とリユース食器の普及を図るため、リユース食器の利用料金の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p>【補助対象】 対象団体が市内でリユース食器を用いて飲食品を提供するイベント</p> <p>【補助額】 補助対象経費の総額の2分の1(10円未満切り捨て)</p> <p>【限度額】 2万円</p> <p>※会場内で参加者にリユース食器を用いて1,500食以上の食品又は飲料を提供するイベントを開催する場合には上限5万円 ※年間利用回数には上限あり。イベントの内容により上限額が変わります。 ※リユース食器の紛失及び破損等による弁償額は対象外です。</p>		
申請期間等	イベント実施日14日前までに環境社会推進課へご相談ください。		
交付対象団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、非営利団体など		
問い合わせ先	環境部循環社会推進課 企画グループ	025-226-1391	

5. 福祉・衛生に関する助成制度

制度等名称	地域の茶の間支援事業（簡素化対象）	事業番号	18
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、週1回以上地域の茶の間の活動主体に対して、立ち上げ経費及び運営経費の一部の助成を行います。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期費用（初年度のみ） <ul style="list-style-type: none"> 【補助対象】 消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 【限度額】 200,000円/団体 ● 運営経費 <ul style="list-style-type: none"> 【補助対象】 事業にかかる経費。ただし、専ら飲食を目的とする経費は除く。 【限度額】 20,000円/月×実施月数（年間） 事業番号 19 番「地域の茶の間（地域の茶の間助成事業）」の助成を受けている活動主体は運営経費助成の対象外となります。		
申請期間等	月単位で随時受付		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西蒲区健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ	0256-72-8362	

制度等名称	地域の茶の間支援事業(地域の茶の間助成事業)	事業番号	19
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、地域の茶の間の活動主体に対して、開催頻度に応じた運営経費の助成を行います。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 月1回開催 <ul style="list-style-type: none"> 【限度額】 2,500円/月 ● 月2回以上開催 <ul style="list-style-type: none"> 【限度額】 5,000円/月（※） ※月2回以上開催する地域の茶の間については、36月以内に週1回以上開催するための計画書の提出を助成の条件とします。 事業番号 18 番「地域の茶の間支援事業」の助成を受けている活動主体は原則助成の対象外となります。		
申請期間等	月単位で随時受付（各区社会福祉協議会が申請窓口となります。）		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西蒲区社会福祉協議会	0256-73-3356	

制度等名称	住民主体の訪問型生活支援補助金 （簡素化対象）		事業番号	20
助成等対象	ボランティア団体、地縁団体、NPO法人等が、要支援認定者等へ掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物、電球交換、日常の生活支援を実施する場合、その実施主体に対して運営経費等の一部へ補助を行います。			
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期費用（初年度のみ） <ul style="list-style-type: none"> 【補助対象】 消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 【限度額】 200,000円/団体 ● 運営経費 <ul style="list-style-type: none"> 【補助対象】 利用調整役の人件費、保険料、通信費など （従事者への人件費等の直接経費は除く。） 【限度額】 20,000円/月×実施月数（年間） 			
申請期間等	月単位で随時受付			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、ボランティア団体、NPO法人、その他			
問い合わせ先	西蒲区健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ	0256-72-8362		

制度等名称	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助金 （簡素化対象）		事業番号	21
助成等対象	自治会・町内会などが購入する衛生害虫駆除用薬剤の経費を補助します。			
助成額・補助の条件等	<p>【補助額】 補助対象薬剤の単位当りの補助基準額と購入額を比較し、少ない方の額に購入量を乗じて得た額の1/2</p> <p>【補助の対象となる薬剤の種類】 有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、昆虫成長制御剤、有機塩素系殺虫剤（購入前に薬種・散布場所等についてご相談下さい） ※ 農薬、園芸用、アメシロ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤は除きます。</p>			
申請期間等	随時受付。交付申請書兼実績報告書を西蒲区区民生活課又は保健所環境衛生課に提出してください。			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西蒲区区民生活課 生活環境係	0256-72-8312		

6. 排水ポンプ・私道・除雪等に関する助成制度

制度等名称	応急排水ポンプ維持管理費助成		事業番号	22
助成等対象	応急排水ポンプの施設について、自治会・町内会が設置し、かつ、これを維持管理する費用のうち、必要と認められた額の一部を助成します。			
助成額・補助の条件等	【補助率】 4/5以内			
申請期間等	年度当初に西蒲区建設課へ申請してください。			
交付対象団体	自治会・町内会			
問い合わせ先	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ	0256-72-8507		

制度等名称	私道等整備費助成		事業番号	23
助成等対象	自治会・町内会が施工する一定基準の私道等の舗装新設・修繕、側溝新設・修繕、交通安全施設（防護柵）新設・取替の工事費を助成します。			
助成額・補助の条件等	<p>【補助率】 対象基準工事費又は当該工事費のいずれか少ない額の1/2</p> <p>【基準】 家屋連担地域内における幅員2m以上のものでかつ次に該当するもの</p> <p>(1) 道路の両端が公道に接続</p> <p>(2) 道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続</p> <p>(3) 道路の一端が公道又は幅員2m以上の私道等に接続し、かつ、他の一端が公共施設等に通じるもの</p> <p>(4) 道路の一端が公道に接続する幅員2.5m以上の袋小路で、奥行30m以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの</p> <p>※該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記(1)～(4)の幅員が1.8m以上であれば対象となります。</p> <p>※以上の他、工事には一定の条件（舗装の新設・修繕の場合は、側溝が整備されていることなど）がありますので、事前に西蒲区建設課へご相談ください。</p>			
申請期間等	年度内随時受け付けますが、予算枠の範囲での助成となります。 西蒲区建設課へ申請してください。			
交付対象団体	自治会・町内会			
問い合わせ先	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ	0256-72-8507		

制度等名称	自治会除雪助成 （簡素化対象）		事業番号	24
助成等対象	自治会・町内会が経費を負担し、除雪業者等に依頼し道路の除雪をした場合に費用の一部を助成します。			
助成額・補助の条件等	<p>(1) 建設機械（グレーダー、ブルドーザ、ショベルカー等をいう。）で除排雪をしたとき（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含まれます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道除雪の道路除排雪費（市が別に定める基準により計算した道路除排雪費と自治会・町内会が負担した道路除排雪費とを比較していずれか小さい額とします。以下同じ。）の全額とします。 私道や法定外道路（赤道）は、1回目は道路除排雪費の1/2助成、同一路線の2回目以降は3/4助成とします。 <p>(2) 農業用トラクターで除雪をしたとき（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含まれます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道除雪の道路除排雪費の全額とします。 私道や法定外道路（赤道）は、1回目は道路除排雪費の1/2助成、同一路線の2回目以降は3/4助成とします。 <p>(3) 排雪運搬用トラックで排雪をしたとき（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含まれます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路除排雪費（市が別に定める基準により計算した道路排雪費と自治会が負担する道路排雪費を比較していずれか少ない額）の全額助成とします。 			
申請期間等	除雪を行う路線を事前に西蒲区建設課へ申請してください。			
交付対象団体	自治会・町内会			
問い合わせ先	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ	0256-72-8507		



制度等名称	歩道除雪奨励金交付制度 (簡素化対象)	事業番号	25
助成等対象	新潟市管理道路の歩道除雪において、自治会・町内会・コミュニティ協議会・PTA等が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付します。		
助成額・補助の条件等	<p>【補助対象内容】 除雪機械(ハンドガイド式)や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用し、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とする。</p> <p>【交付額】</p> <p>① 除雪1回あたり基本額として、500円/人(1日2回を限度とする)</p> <p>② 実績額として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪延長10m当り130円 ・道路横断箇所除雪1箇所当り130円 <p>③ 奨励金は1団体当たり20万円を限度とする。</p> <p>【補助の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象となる積雪深は、歩道の積雪が概ね10cmに達している場合とする。 ・団体構成員は、ボランティア保険に加入するものとする。 (加入手続きは市が行い、費用も市が負担します) 		
申請期間等	除雪を行う路線を事前に西蒲区建設課へ申請してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会など		
問い合わせ先	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ	0256-72-8507	

制度等名称	歩道除雪機械購入補助金交付制度 (簡素化対象)	事業番号	26
助成等対象	「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」に登録する団体を対象に、歩道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p>【補助対象内容】 ハンドガイド式歩道除雪機械の購入費とする。 ただし、中古品は対象外とする。</p> <p>【助成額】 購入に要する費用の2分の1以内の額。 上限額 100万円/団体 下限額 10万円/団体</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 購入初年度は、建設課が開催する機械操作研修会に参加すること。 ● 補助金交付年度から4年間は、「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」の団体登録を行うこと。 ● 機械購入日から4年を経過する日までの間は、当該機械の転売・売払い・譲渡・交換又は廃棄をしてはならない。など 		
申請期間等	随時受け付けますが、予算の範囲内での助成となります。 事前に西蒲区建設課へご相談ください。		
交付対象団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会など		
問い合わせ先	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ	0256-72-8507	

7. 緑化等に関する助成制度

制度等名称	公園愛護協力費 （簡素化対象）	事業番号	27
助成等対象	公園愛護会が行う公園の除草、清掃などの活動や事故などの通報に対する謝礼です。		
助成額・補助の条件等	<p>各地区の公園の維持・管理活動に対して、公園愛護会単位で支払います。</p> <p>【助成額】 1公園あたり19,000円 +面積割100㎡あたり2,500円</p> <p>【限度額】 20万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園愛護会は、自治会・町内会、コミュニティ協議会の他に、老人クラブや婦人会等の任意団体・組織でも構いません。 新規で公園愛護活動を始める場合は西蒲区建設課に相談してください。 		
申請期間等	活動報告書一式を11月末までに西蒲区建設課へ提出してください。様式は西蒲区建設課よりお送りいたします。		
交付対象団体	公園愛護会		
問い合わせ先	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ	0256-72-8507	

制度等名称	緑化活動推進事業 （簡素化対象）	事業番号	28
助成等対象	公園・道路・河川などで緑化活動を行う自治会・町内会、NPO法人、その他概ね5人以上で組織する任意のグループに対し花苗・種・球根など原材料の購入費用を助成します。		
助成額・補助の条件等	<p>【助成内容】 花苗・種・球根の購入に対する補助</p> <p>【条件】 活動場所が、公園、道路、河川敷又は公共施設敷地内で外部から植栽が確認できる場所であること。</p> <p>活動については、あらかじめ施設の管理者から承諾・許可を得てください。なお、実施後は適切かつ継続して維持管理を行ってください。</p> <p>【限度額】 5万円</p>		
申請期間等	4月中旬までに西蒲区建設課へ書類を提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、公園愛護会など		
問い合わせ先	西蒲区建設課 管理まちづくりグループ	0256-72-8507	

8. その他の助成制度

制度等名称	【地域活動補助金】地域活動補助（簡素化対象）	事業番号	29
助成等対象	コミュニティ協議会や自治会・町内会、NPOなどが行う教育・防災防犯・環境美化・健康福祉・地域計画策定・各種イベントなどの活動などに要する経費に対して助成を行い、地域住民による自主的・主体的な地域課題解決、地域活性化のための活動を支援します。		
助成額・補助の条件等	<p>【対象事業】 活動内容に応じて、以下の3つに分類します。</p> <p>① A型…年度内に複数日実施される継続的な重点事業※ ※ 重点事業：地域福祉、教育、防災・防犯、環境美化、地域計画策定、人口減少対策など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補助率：10/10 <p>② B型…コミ協広報紙発行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補助率：3/4 <p>③ C型…年度内に一日程度実施されるイベント、講演会など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補助率：1/2 <p>【限度額】 自治会・町内会、コミュニティ協議会 20万円 その他の非営利団体 10万円</p> <p>※コミ協は、複数の小学校区で構成される場合は40万円、合同で実施する場合は最大60万円</p>		
申請期間等	申請は随時受け付けますが、予算の範囲内での助成となります。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他非営利団体		
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156	

制度等名称	【地域活動補助金】設備整備補助（簡素化対象）	事業番号	30
助成等対象	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指し、地域団体が行う設備の整備を対象に費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20万円以上の設備の整備（高額備品の購入など）に係る経費 ※令和4年度から防犯カメラも対象となります。 <p>【補助率】・対象経費（20万円以上）の1/2</p> <p>【限度額】・10万円（下限）～30万円（上限）</p>		
申請期間等	申請期間：4月1日～5月31日 申請内容を審査し、交付・不交付の決定を連絡します。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156	

制度等名称	市民活動保険		事業番号	31
助成等対象	<p>ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした制度です。 対象となる活動は以下のとおりです。</p> <p>(1) 新潟市内の地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他地域の団体が継続的、計画的に行うボランティア活動</p> <p>(2) 新潟市の主催、共催、依頼事業に従事するボランティア活動</p>			
助成額・補助の条件等	<p>【傷害保険】 死亡：500万円、後遺障害：15万～500万円 入院：1日あたり3,000円 通院：1回あたり2,000円</p> <p>【賠償保険】 対人・対物：1事故につき上限1億円 受託者賠償：1事故につき上限100万円（自己負担額1万円）</p>			
	自治会・町内会、コミュニティ協議会等			
申請期間等	事故発生後1週間以内に市民活動事故発生通報書を西蒲区地域総務課へ提出してください。			
問い合わせ先	西蒲区地域総務課 企画・地域振興グループ	0256-72-8156		

制度等名称	空き家活用事業(地域活動活用タイプ)		事業番号	32
助成等対象	<p>空き家の有効活用を推進することを目的として、空き家や除去後の跡地を、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として活用する団体に対し、その経費の一部を補助します。</p>			
助成額・補助の条件等	<p>本事業は、補助対象内容等の別により以下2事業から構成されます。</p> <p>1. 活用事業 【補助対象】 空き家を集会施設等で活用するための改修工事（外構含む） 【補助率等】 改修工事費の1/3、上限100万円 （併せて耐震改修を行う場合、上限200万円）</p> <p>2. 跡地活用事業 【補助対象】 跡地活用のための空き家の除却工事、外構整備工事 【補助率等】 工事費の1/3、 上限50万円</p>			
申請期間等	随時（予算の範囲内での助成のため、事前に住環境政策課へご相談ください。）			
交付対象団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、その他非営利団体			
問い合わせ先	建築部住環境政策課 住環境整備室	025-226-2813		

制度等名称	西蒲区敬老事業		事業番号	33
助成等対象	<p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、事業内容や期間が変更となる場合があります。</p> <p>長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図るため自治会やコミュニティ協議会に委託して、敬老祝会や敬老祝品贈呈を実施します。</p>			
助成額・補助の条件等	<p>西蒲区に住所を有する75歳以上が対象。</p> <p>巻地区 : 対象者1人当たり700円</p> <p>岩室地区 : 対象者1人当たり800円</p> <p>西川地区 : 対象者1人当たり800円</p> <p>湯東地区 : 対象者1人当たり800円</p> <p>中之口地区 : 対象者1人当たり800円</p>			
申請期間等	委託期間：7月1日～11月30日			
交付対象団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会			
問い合わせ先	西蒲区健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ	0256-72-8362		

【編集・発行】

新潟市西蒲区役所地域総務課 企画・地域振興グループ

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1

電話 0256-73-1000(代表)

FAX 0256-72-6022(他課共通)

E-mail chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp

URL <http://www.city.niigata.lg.jp/nishikan/>